

千葉県告示第971号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和2年12月8日

千葉市長 熊谷俊人

(変更)

	施術者		施術所		変更年月日
	氏名	住所	名称	所在地	
	並木 弘光	(省略)	並木接骨院	千葉県若葉区 千城台西 1-6-3	令和2年11月11日
変更後				千葉県若葉区 千城台西 1-37-2	

(追加)

	施術者		施術所		追加年月日
	氏名	住所	名称	所在地	
	鎌田 佳久	(省略)	鎌田 佳久	千葉県緑区 鎌取町 67-22	令和2年11月1日